



# 成年年齢が引下げになると ~こんなこと、あんなことに要注意!~



成年年齢が引下げになると、どんなことが問題になるのでしょうか。バイクやパソコンを買ったり、クレジット契約を結んだり、お金を借りたりする場合、親の同意なしに自由に契約することができるようになりますが、後から不利な契約だとわかって、原則、取り消すことができなくなってしまいます。

商品を買ったり、サービスを受けたり、契約したりする時に気を付けなければいけないことを学ぶことが大切です

2018年 8月28日 (火)  
10:00~12:00

講師：保足 和之氏 (国民生活センター相談情報部)



## 浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名 (要申込み)

主催 適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(829)7444

なくす会では、消費者団体訴訟制度の「差止請求」「被害回復」等に役立てるために、消費者トラブルの情報提供を受け付けています

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容と明らかに違う！
- キャンセル料がとて高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！
- 既に授業料を払った語学学校を辞めたが、一切返金されない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★情報提供は下記へお問合せください★★★

電話 048-844-8972 (平日午前10時～午後4時まで)

Fax 048-844-8973

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会について

内閣総理大臣から「適格消費者団体」「特定適格消費者団体」の認定を受けた団体です

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや訴訟提起、被害回復手続の追行を担うことができる資格を持った団体です。  
事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

### なくす会での訴訟提起事例

- 2010年5月に着物レンタル業者の不当なキャンセル条項の使用差止請求をし、和解成立。
- 2012年4月に不動産賃貸業契約期間2年未満の短期解約について定めた条項等の使用差止請求をし、和解成立。
- 2012年10月に企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者の調査委任契約後の解約手数料にする条項の使用差止請求をし、和解成立。
- ➔ 2017年1月、(株)NTTドコモに対し訴訟提起。敗訴判決を不服とし、現在控訴中。  
2018年1月、(有)台企画に対し訴訟提起。  
同年5月、和解成立

### 会員になって活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄附で成り立っています  
消費者被害の拡大を防ぐ活動を支えるのはみなさんの力です！  
個人正会員：3000円/年  
個人賛助会員：1000円/年  
※ 寄付も随時、受け付けています

適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン Tel 188 (いやや) (0570-064-370)